

損害賠償実施方針

五島育英会

東京都市大学原子力研究所

(武蔵工大炉)

令和2年3月

(1) 原子力事業者の氏名又は名称及び住所

学校法人五島育英会

東京都渋谷区道玄坂1丁目10番7号

(2) 原子炉の運転等に係る工場又は事業所の名称及び所在地

東京都市大学原子力研究所

神奈川県川崎市麻生区王禅寺971番地

(3) 当該工場又は事業所で行う原子炉の運転等の種類

東京都市大学原子力研究所の原子炉（武蔵工大炉）の原子力損害の賠償に関する法律第二条の原子炉の運転であり、原子力損害の賠償に関する法律施行令第二条第六号に定める原子炉の運転等に該当する。

原子力損害の賠償に関する法律施行令第二条第六号

熱出力百キロワット以下の原子炉の運転（当該原子炉の運転に付随してする核燃料物質等の当該原子炉の運転が行われる工場又は事業所における運搬、貯蔵又は廃棄を含む。）

(4) 原子炉の運転等に係る損害賠償措置の種類及び賠償措置額

原子力施設賠償責任保険及び原子力損害賠償補償契約

原子力施設賠償責任保険契約により埋めることができる損害の範囲：

発生した事故により原子力災害又は一般災害が生じたことを理由として被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る被害

原子力施設賠償責任保険により充てることができる金額： 40億円

原子力損害賠償補償契約により埋めることができる損害の範囲：

原子力事業者が原子炉等の運転により与えた原子力損害であって次の各号に掲げるものを賠償することによって生ずる損失

一地震、噴火又は津波によって生じた原子力損害

二正常運転によって生じた原子力損害

三その発生の原因となった事実に関する限り原子力損害の賠償に関する法律第八条に規定する責任保険契約によってうめることができる原子力災害であって当該事実があった日から十年を経過する日までの間に被害者から賠償の請求が行われなかったもの（当該期間内に生じた原子力損害については、被害者が当該期間内に賠償の請求を行わなかったことについてやむを得ない理由がある場合に限る。）

原子力損害賠償補償契約により充てることができる金額： 40億円

(5) 原子力損害の賠償に係る事務の実施方法及び当該事務の迅速かつ適切な実施を図るための方策

武蔵工大炉は廃止措置中の試験研究用原子炉施設です。原子炉の運転は終了し、核燃料はありません。発生した固体廃棄物は施設内に保管し、施設は安全に保安管理をしております。それらについて記載した廃止措置実施方針を原子炉等規制法に基づき、東京都市大学原子力研究所のホームページに公開しています。

ア. 賠償に係る事務の実施に当たっての基本的な考え方

万一、原子力損害が発生させた場合には被害者の救済と安心の確保を最優先とし、被害者の状況に応じて合理的かつ柔軟な対応を心掛け、被害者間のバランスの確保に配慮いたします。

イ. 被害申出窓口の開設の方針

平素より、東京都市大学原子力研究所のホームページにお問い合わせ先や問い合わせフォームを提示しており、また、事業所入口に東京都市大学原子力研究所の種々の情報を掲示し、周辺住民との情報共有を図っております。

これらの情報も活用し、原子力損害の発生が考えられる場合には窓口の設定を判断し、速やかに損害賠償に関する窓口を開設し、被害者の利便性に配慮した被害申出書の設置場所、窓口設置の周知、相談の内容に応じた適切な窓口対応に心掛け、被害者の方々のご相談に応じます。

ウ. 被害の申出の受付の方針

窓口では、賠償請求に関する相談、被害申出書の受付、損害発生の原因に関する説明を行います。東京都市大学原子力研究所は毎年、研究所公開等を行っており、これらの実績も生かし、周辺の自治会や行政機関と連携して被害者の方々の状況を把握し、被害申出に関する説明会の実施をするなど、被害者の方々の様々なご事情に配慮し、対応いたします。

エ. 被害額の算定等の交渉と賠償金の支払いの方針

被害者の申出があれば、合意書の取り交わしの際には、その時点で請求可能な損害についての賠償請求をするだけであって、残余分の請求が可能であること、被害者に対して誠実に賠償交渉を進めること、合意書の取り交わし後に迅速に賠償金を支払うことといたします。

オ. 賠償の迅速性および柔軟性の確保の方針

損害発生時には十分な対応ができる体制を確保し、行政機関等と連携し、迅速に対応します。被害者に対して誠実に賠償交渉を進め、賠償金については仮払いや損害の確定した部分から段階的に合意書を取り交わしてお支払いするなど、対応いたします。

(6) 原子力損害の賠償の実施に当たって取得する被害者に関する情報を適切に管理するために必要な措置

賠償の手続きの過程で入手することになる被害者の氏又は名称、住所その他の被害者に関する情報や個別の賠償等に関する情報は原子力損害の賠償と付随する業務を行うために必要な範囲で適切に利用し、漏洩のないように管理いたします。

(7) 原子力損害の賠償実施に関する国、保険者及びその他関係機関との連絡調整の迅速かつ適切な実施を図るための方策

平素より原子力損害の賠償に関して、連携等が必要となる国、保険者並びに関係行政機関と情報を共有し、原子力損害が発生した場合には迅速に関係機関との連絡調整を実施できる体制を構築するものといたします。

(8) 原子力損害賠償紛争審査会による和解の仲介が行われた場合における紛争の解決を図るための方策

和解仲介手続を利用すべく被害者側から申立てがあった場合には賠償の請求の内容、争点等に鑑み、手続の利用に適するものであるときは解決の意思をもって仲介に臨み、和解案が示された場合は和解案を尊重して交渉を進めます。

(9) 原子力損害賠償紛争審査会による指針が定められた場合における紛争の解決を図るための方策

原子力損害賠償紛争審査会により指針が定められた場合は指針を尊重して解決を図ります。

(10) 損害賠償実施方針の変更の記録

作成又は変更の年月日	変更の内容及び理由
令和2年3月13日	「原子力損害の賠償に関する法律」(令和2年1月1日施行)に基づき新規作成

(11) 損害賠償実施方針に関する問合せを受けるための連絡先

損害賠償実施方針は東京都市大学原子力研究所のホームページに公開しています。ホームページのURLは“<http://atomsun2.atom.tcu.ac.jp/>”です。このホームページには下記のような形式で、東京都市大学原子力研究所の所在地／お問い合わせ先や問合せフォームを掲載しています。損害賠償実施方針に関する問合せを受ける連絡先等も同一です。

所在地／お問い合わせ先や問合せフォーム

東京都市大学

原子力研究所

〒215-0013

神奈川県川崎市麻生区

王禅寺971番地

Tel:044-966-6131

Fax:044-955-6071

[交通アクセス](#)

[地図](#)

[問合せフォーム](#)